令和2年度　第1回　座間味村総合教育会議　議事録

日　時：令和2年6月24日（水）14：00～14：30

場　所：座間味村役場3階　多目的ホール

出席者：宮里村長、垣花教育長、照屋委員、与那嶺委員、松田委員

　　　　中村教育課長、（事務局）宮平総務・福祉課長、総務・福祉課小峰

１　開　　会

（村長）

令和2年度第1回目の総合教育会議を開催します。

　　4月1日付で松田様が新しく教育委員に就任し、また、教育長についても新たに垣花健教育長が就任しております。新たな体制での第1回目の総合教育会議の開催となりますが、どうぞよろしくお願い致します。

　　それでは、次第に沿って議事を進めて参ります。

２　議　　事

（１）報告及び協議事項

①令和2年度教育関連予算について

（中村教育課長）

　　資料２に基づき今年度の教育委員会の主要事業について説明します。

　　公立学校情報機器整備費補助事業は、専用のネットワークの整備と小中学生に1人1台の端末環境を整備する事業となっており、タブレットにするかパソコンにするかは島尻地区教育委員会で現在検討中。予算額22,800千円を計上。令和元年度から令和5年度までの5年間で段階的に整備する事業であったが、コロナの影響により前倒しとなり、今年度中に整備を行うこととなった。

　　戦跡及び戦争記念碑等整備事業は、慶留間島の戦跡等の整備を行うもので、工事費として23,081千円、委託費として1,301千円を計上。

学校施設長寿強化計画策定事業は、全教育施設の計画（2か年計画）を策定するものであり、本計画に基づき改修工事等を行うこととなる。10月までに計画策定予定。予算額2,803千円を計上。

　　繰越事業である戦跡及び戦争記念碑等整備事業は、阿嘉島の戦跡等を整備するもので、6月19日に入札が終わり、現在契約手続きを進めているところである。

　　同じく繰越事業である阿嘉小中学校の改築工事については、昨年度より入札不調が続いており、設計見直しを行った上で6月に入札にかけたが、入札不調となった。工事の工期は9か月を予定しており、これから契約を締結したとしても今年度中の事業完了が難しいため、次年度以降新たに予算を確保する方向で調整していきたいと考えている。

　　繰越事業である座間味校教員宿舎及び座間味幼稚園解体工事は、5月末で工事が完了したところである。

（村長）

　質問のある委員の方はいらっしゃいますか。

＜特になし＞

②新型コロナウイルス感染症の影響による対応について

（中村教育課長）

　6月の定例議会において児童生徒への学力・精神面のサポートはどうなっているかといった一般質問があり、答弁しておりますので、答弁内容を読ませていただきます。

「児童生徒の学力や、生活状況については、毎月開催している校務研を含め5回の会議を行い3校校長より状況報告を受けております。学力につきましては、4月7日～5月20日まで休校となったため、遅れは感じているが、小規模校であり、分散登校等の必要もないことから学力は取り戻せる見込である旨の報告を受けています。また、夏休み期間も、8月1日～8月16日までと短縮し授業日数、授業時数確保に努めることとしております。生活状況については、現段階において特に問題はないと報告を受けています。」

答弁内容は以上です。

　授業時数について詳しく説明します。年間の標準事業時数は、小学1年850時間、2年910時間、3年980時間、4・5・6年1015時間、中学1・2・3年1015時間となっており、夏休みの短縮等により、小学1年は66時間、2年は41時間、3年は44時間、4・5・6年は49時間、標準時数をオーバーする予定である。中学1・2年は12時間、3年は52時間、時数が不足するが、7時間授業の実施等により時数を確保する予定であり、勉強の遅れについては問題ないと思われる。

（垣花教育長）

　補足で説明します。

　幼稚園については、6月一杯は午前中のみの短縮登園となっています。また、休校中は学校の先生方には本島への渡航自粛をお願いしておりました。

（村長）

　コロナの関係では村民の皆様にご不便をお掛けした。村民、観光客の皆様の協力のおかけで、これまで村内で感染者は発生していない。今後も行政として感染症対策にしっかりと取り組んで参ります。

　これまでの内容に関しまして、質問のある委員の方はいらっしゃいますか。

＜特になし＞

③座間味村教育大綱について

（総務・福祉課小峰）

　教育大綱について説明させていただきます。

　座間味村教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、地方公共団体の長と教員委員会との連携が強化され、一層地域に開かれた教育行政が推進されることを目的として、平成28年3月に策定されました。

　平成27年度に策定した教育大綱は、今年の3月で計画期間が終了しており、新たな教育大綱を策定する必要があります。

　本村の教育大綱は、座間味村第4次総合計画を基礎として、基本理念や目標、重点施策が定められていることから、事務局と致しましては、今回教育大綱見直しは行わず、現行の総合計画の計画期間である令和4年3月まで、教育大綱の計画期間も延長し、総合計画の改定と合わせて教育大綱も見直しを行いたいと考えておりますが、いかがでしょうか。委員の皆様のご意見をお聞かせください。

（村長）

　委員の皆様いかがでしょうか。

＜委員一同、異議なし＞

（村長）

　御異議等無いようですので、事務局の案で進めさせていただきます。

　予定していた議事は以上になりますが、1点追加で議事をお願いします。

④座間味村総合教育会議設置要綱について

（村長）

　現要綱では、第4条において、「総合教育会議は村長が招集し、村長が議事の進行を行う。」となっており、村長が欠けた場合の対応が定められていない。村長が不在の場合でも補完できる体制を取りたいと考えており、要綱に「村長に事故等ある時は、副村長を代理として立てることができる。」といった内容の文言を追加したいが、いかがでしょうか。

＜委員一同、異議なし＞

（村長）

　それでは要綱については事務局の方で改正を行いたいと思います。

　議事は以上となります。

次回の総合教育会議は、次年度予算要求前の11月に開催する予定です。

本日はありがとうございました。